

▶ 今日のプログラム

全体会議③ 10月25日（火） 18:00～20:00 産業会館

1. 勉強会②「知床のブランディング」について (45分)

／ 斜里町地域プロジェクトマネージャー 初海 淳 氏

2. 説明「第7次総合計画策定 当面の進め方」について (15分)

／ 事務局：鹿野企画総務課長

<休憩：10分>

3. 各部会協議 (50分)

- ①個別計画の説明（1つ目）
- ②今後のスケジュール（部会）
 - ・部会の開催計画（～R5.2頃まで）
 - ・タウンウォッチング（視察）

策定委員会全体会議

第7次斜里町総合計画策定 当面の進め方

2022/10/25 18:00～
斜里町総合計画策定委員会事務局
(企画総務課長) 鹿野能準

<内容>

0. はじめに
1. 「自治基本条例」と「総合計画」
2. 第7次斜里町総合計画策定の進め方
3. 今後の策定スケジュール
4. 質疑

斜里町自治基本条例（平成25年4月1日施行）

前文

わたくしたちのまち斜里町は、知床の厳しくも豊かな自然のもとで、幾多の困難を乗り越えてきた先人たちが、たゆまぬ努力と英知によって築いてきました。

（中略）わたくしたちを取り巻く自治の環境が、地方分権から地域の自主性及び自立性を高めるための改革に向かうなど、大きく変わりゆく中においても、先人の築いた斜里町を、さらに発展させ、次の世代に継承していかなければなりません。

そのためには、人と人とのつながりと地域の絆を大切にし、様々な価値観を認め合って、信頼関係を高めながら、まちづくりをすすめていくことが必要です。町民一人ひとりが自分たちの地域は自分たちで治める自治の精神にのっとり、積極的にまちづくりに参画し、みんなで手をたずさえて住みよい斜里町を築くため、**自治の最高規範**として、わたくしたちは、ここに**斜里町自治基本条例**を制定します。

▶ 1. 「自治基本条例」と「総合計画」②

(基本理念)

第4条 町民は、自治の主権者であり、まちづくりの主体です。

2 議会及び行政は、町民の信託にもとづいて町政を進めます。

3 町民、議会及び行政は、それぞれの役割と責任を相互に認識しながら、ともに協力し、ともに考え、ともに行動してまちづくりに取り組みます。

▶ 1. 「自治基本条例」と「総合計画」③

(基本原則)

第5条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に沿って、まちづくりを進めます。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 町民参加の原則
- (3) 協働の原則

▶ 1. 「自治基本条例」と「総合計画」④

(計画)

- 第30条 町長は、総合的かつ、計画的な町政運営を図るため、総合計画を策定します。
- 2 町長は、総合計画の策定にあたっては、町民への情報提供と町民の参加機会の充実に努めます。
- 3 議会及び行政は、総合計画をまちづくりにおける最上位の計画として位置づけ、重要な個別行政の基本となる計画等の策定及び事業の実施にあたっては、総合計画と整合を図ります。
- 4 町長は、総合計画を効果的かつ、着実に推進するため、適切に進行管理を行います。

▶ 1. 「自治基本条例」と「総合計画」⑤

単位施策		
	単位施策名称	内容
1	100平方メートル運動の森・トラストの推進	日本のナショナル・トラスト運動の礎を築いた「しれとこ100平方メートル運動」によって保全された運動地に、開拓前の原生的な自然を再生する活動を進めるとともに、運動の取り組みや自然保護の重要性を伝える環境教育の場としても活用します。

町民参加・協働



第6次斜里町総合計画では、単位施策ごとに町民参加・協働の度合いを「大・中・小」で表現しています。

町民憲章

- 1. 元気で働き、**みんなで**豊かなまちをつくりましょう
- 1. 決まりを守り、**みんなで**明るい街を作りましょう
- 1. 親切をつくし、**みんなで**平和なまちをつくりましょう
- 1. 自然を愛し、**みんなで**美しいまちをつくりましょう
- 1. 文化を高め、**みんなで**楽しいまちをつくりましょう

▶ 1. 「自治基本条例」と「総合計画」⑥

なぜ、町民の皆さんと行政委員が一緒に参加して総合計画をつくるのか？（まとめ）

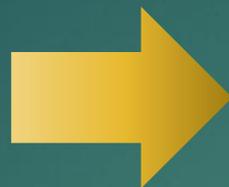
- ①町民は、自治の主権者であり、まちづくりの主体（第4条）
- ②そのために「情報共有」「町民参加」「協働」の3つの原則（第5条）
- ③総合計画はまちづくりにおける最上位の計画（第30条①）
- ④総合計画の策定にあたっては、町民への情報提供と町民の参加機会の充実に努める（第30条②）

第7次計画でも、この考えは変わりません

▶ 2. 第7次総合計画策定の進め方①

【第5次総合計画まで】

- ・ 行政が素案を作成
- ・ 審議会で審議
- ・ 議会で審議



斜里町自治基本条例 の施行 (H25.4)

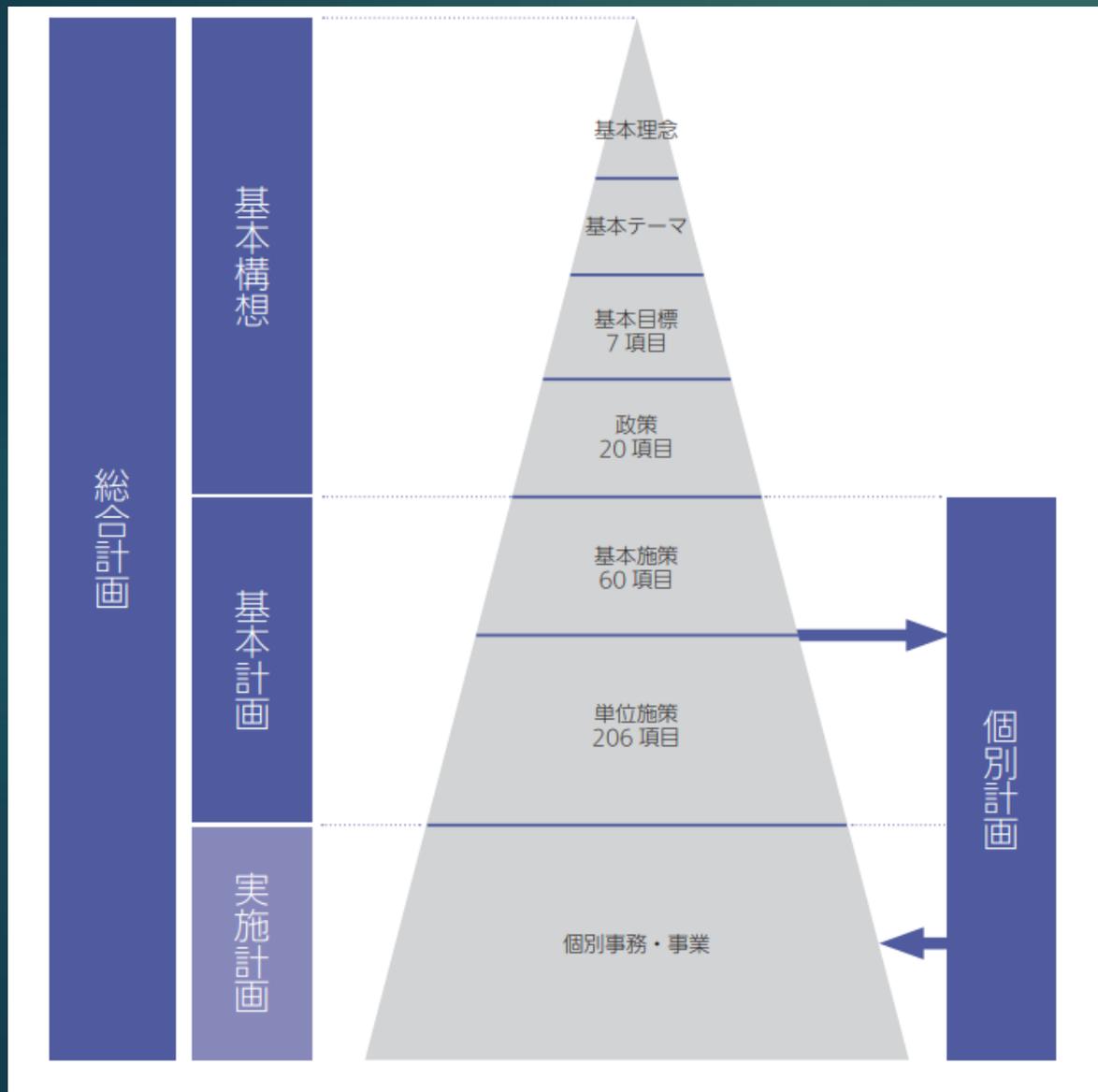
【第6次総合計画～】

- ・ 策定委員会の役割は、町長からの「調査の求め」に応じて、総合計画の基本構想と基本計画を「提言書」としてまとめ、提言すること

- 基本構想 (P19-36)
- 基本計画 (P37-129)
- 提言にあたって (P132)

- ・ 策定委員（町民委員＋行政委員）と行政で成案
 - ※ 第7次では、白紙からのスタートではなく行政委員が「たたき台」を作成
 - ※ 策定委員の皆さんの意見を尊重しながら全体のバランス、表現方法など行政側と調整を進めながら成案していきます。（キャッチボール）
- ・ 議会に成案を提案し、審議・議決
 - ※ 修正を求められる場合もあります。

▶ 2. 第7次総合計画策定の進め方②



基本構想		基本計画		
基本理念	基本テーマ	基本目標	政策	
みどりと人間の調和を求めて	幸せを実感できる住みよいまちづくり	1 自然と共に生きることができる住みよいまちをめざす	1 人と自然が共生する豊かな環境づくりの推進	重点1 1 自然環境の保全と適正利用の推進 2 野生動物の保護管理の推進 3 生活環境の保全
			2 持続的発展が可能な循環型社会づくりの推進	1 地球温暖化防止対策の推進 2 ごみの減量・資源化の推進 3 資源などみだりの削減
		2 足腰の強い産業をめざす	1 力強い産業基盤の構築	重点2 1 産業基盤整備の推進 2 資源の特産品活用促進の推進 3 観光誘客の促進
			2 知床しゃりの展開	重点3 1 イメージ戦略の推進 2 知と大地の恵みの提供 3 地元産品の消費拡大
			3 担い手の育成と確保	1 雇用の創出促進の推進 2 就労者の支援 3 若い世代の確保と待遇改善
		3 快適なまちをめざす	1 快適に暮らせる住環境の整備	重点4 1 都市機能の整備 2 高齢者生活環境の整備 3 公共住宅整備事業の推進
			2 快適に暮らせる社会基盤の整備	1 道路の整備促進 2 道路の適正な維持管理 3 多摩湖遊歩道の確保 4 海岸と河川の保全
4 安全安心な暮らしをめざす	1 命とくらしを守る防災体制の整備	1 命とくらしを守る防災体制の整備	重点5 1 防災計画の充実 2 災害に強い社会基盤づくり 3 防災対策の充実と認識の向上	
		2 水を守る安定した上下水道の整備	1 水質・水量・水量の安定供給の確保 2 汚水処理事業の継続と水質改善 3 上下水道事業の健全経営	
		3 命を守る消防救急体制の充実	1 消防施設・設備と組織の充実 2 救急体制の強化 3 防火意識・救命知識の向上	
		4 くらしの安全安心の推進	1 犯罪の防止と交通安全の推進 2 くらしの相談体制の充実	
5 いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちをめざす	1 いつも元気に安心して暮らせるまちの実現	1 いつも元気に安心して暮らせるまちの実現	重点6 1 地域に創された関係性の充実 2 地域活動体制の充実	
		2 気持ちの通う高齢者福祉の充実	重点7 1 生涯を通じた健康づくりの推進 重点8 1 高齢者の生活を支援する取組みの促進 2 介護保険サービスと介護予防事業の充実 3 高齢化社会を支える人づくり	
		3 一帯に支え合う地域福祉の充実	1 地域のネットワークづくり 2 障がい者への総合支援と社会参加の促進 3 福祉推進体制の充実	
		4 希望を持って子育てできるまちの実現	重点9 1 子育て支援の充実 2 保育の充実 3 障がい児支援の充実	
6 心豊かにつながり学び合うまちをめざす	1 地域とつながる学校教育の推進	1 地域とつながる学校教育の推進	重点10 1 教育内容の改善と向上 2 教育環境の向上 3 地域と学びあう学校教育の推進	
		2 地域を支え育てる人材の育成	1 地域資源を活かした交流活動の充実 2 生涯学習を育む家庭教育力の向上	
		3 地域を育む社会教育活動の推進	1 公民館を活用した生涯学習の充実 2 健康づくりとスポーツ活動の推進 3 観光に結びつける観光振興の推進 4 自然と歴史を守り、学び活動の推進	
7 町民が主役になって住みよいまちをめざす	1 地域が輝くつながりのあるまちの実現	1 地域が輝くつながりのあるまちの実現	重点11 1 町民参加と協働の推進 2 魅力ある地域活動の推進 4 多様な交流の展開	
		2 社会変化に対応できる健康なまちの実現	重点12 1 効果的・効率的な行政運営 2 足腰の強い財政基盤の確立	

▶ 2. 第7次総合計画策定の進め方③

<Step1 第6次総合計画の反省・評価>

○いただいたご意見を整理したものを配布。

○他の分野も含めてご意見等があれば部会の際、または事務局までお寄せください。

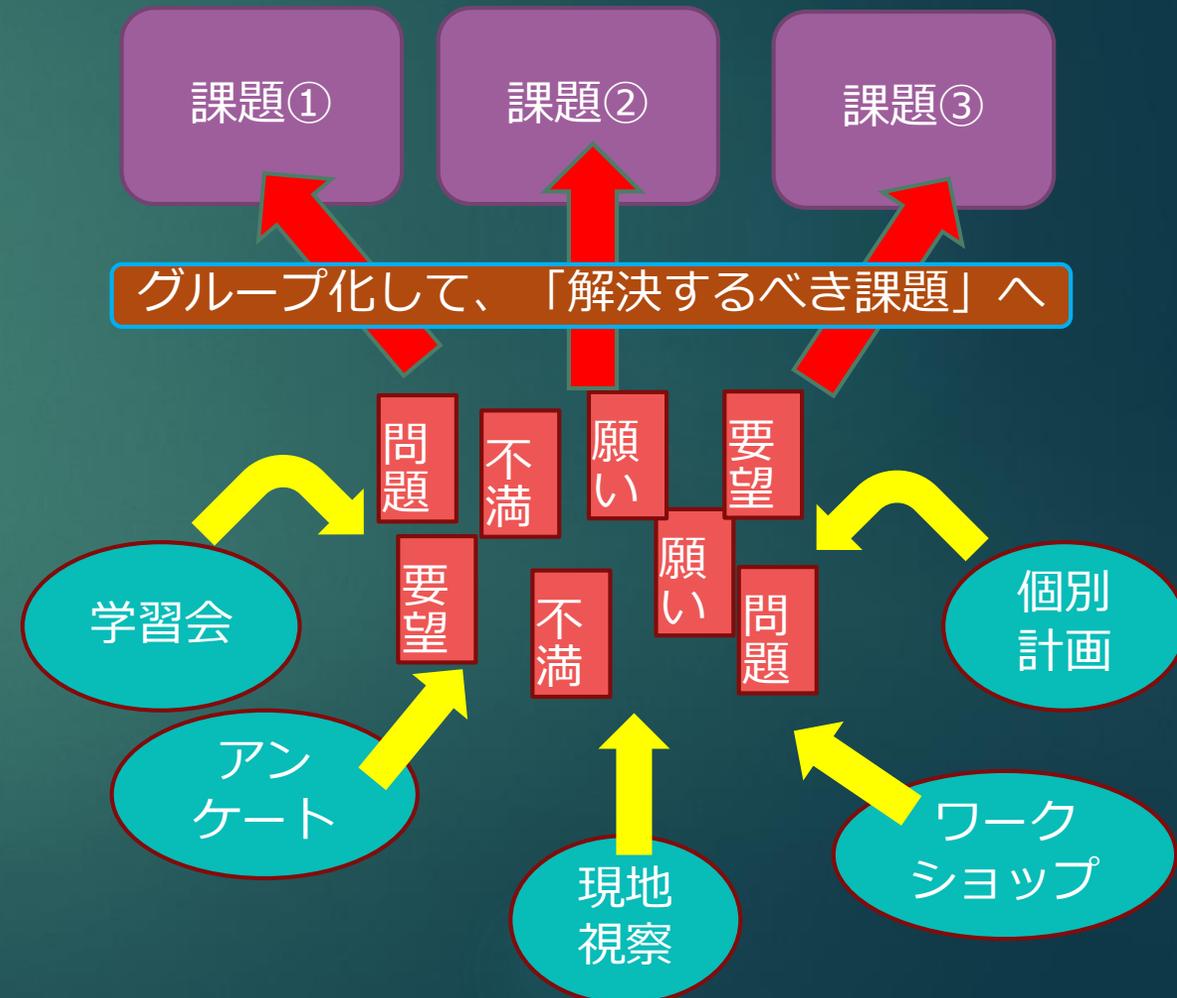
○反省・評価 今後の流れ

- 10/25 全体会議で評価結果（一覧）を配布
- 11月中 部会の際などに集約
- 12月上旬 政策会議で決定
- 12/14-16 議会全員協議会で説明
- 1月ごろ 斜里町ホームページ上に掲載

▶ 2. 第7次総合計画策定の進め方③

<Step 2 「課題の材料」をあつめる（～2月中旬）>

- 「不満」「問題」「要望」「願い」
などを洗い出します → 「課題の素材」
- そのために
 - 学習会（全体会）
 - 関連する「個別計画」の説明など（部会）
 - タウンミーティング（現地視察・部会）
 - 町民アンケート からの拾い出し
 - その他のワークショップやアンケート
（高校生、青年層・・・）



▶ 2. 第7次総合計画策定の進め方③

<Step 2 「課題の材料」をあつめる（～2月中旬）>

課題の材料（例 しごと・農業）

どこから	課題の材料	内容（具体的に）
全体学習	パート等の雇い入れが難しくなっている	人口減少、高齢化が進み、繁忙期の農業現場や関連工場での人手確保ができなくなっている。
第5次斜里町農業・農村振興計画	スマート農業推進のための環境整備	経営規模拡大を進めるために自動操舵トラクターやドローンの普及が必要。
タウンミーティング（現地視察）	農業振興センターの老朽化と役割の変化	建設から25年以上が経過し、設備などの改修が必要になってきている。

今回の後半から
「部会」で
「課題の材料」を
あつめていきます



最終的に、全体会で
材料をグループ化して、
「課題」を
整理していきます
(2月中旬予定)

▶ 3. 今後の策定スケジュール

段階		内容
Step2	R5.2月頃まで	【課題の整理】 ○課題の材料をあつめる <ul style="list-style-type: none"> ●学習会（全体会） ●関連する「個別計画」の説明 ●タウンミーティング（現地視察） ●町民アンケート ●その他ワークショップやアンケート
Step3	R5.3月～ R5.5月頃まで	【基本構想・基本計画（素案）の作成】 ○現状と課題 ○目的 ○成果指標 ○単位施策の検討
Step4	R5.6月～ R5.8月頃まで	【調整】 ○他の部門、町との調整 → 基本構想・基本計画（案）
Step5	R5.9月～ R6.3月頃まで	【総合計画案の完成】 ○パブリックコメントの実施（9月） ○議会との調整（文言修正等） →議決

